

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果を下記に示す。

対象事業実施区域⁽¹⁾を含む周辺市町村⁽²⁾は、方法書と同様とし、神奈川県内で、川崎市、横浜市、相模原市、愛川町、清川村の3市1町1村とした。

なお、川崎市では中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の5区、横浜市では青葉区の1区、相模原市では中央区、緑区の2区が対象事業実施区域に含まれる。

4-1 自然的状況

項目	概況					
大気環境の状況	気象	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域に最も近い気象官署である横浜地方気象台の過去10年間（平成15年～平成24年）の観測結果を以下に示す。				
	年平均気温	年間降水量	年平均相対湿度	年間日照時間		
	16.2°C	1801.9mm	65%	2002.0時間		
	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周囲⁽³⁾の地域気象観測所の降水量の観測結果は、横浜地方気象台と同様の傾向を示している。					
	大気質	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、全地点で環境基準の長期的評価を満たしている。対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の二酸化窒素の測定結果は、一般環境大気測定期では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、自動車排出ガス測定期では一部の地点で長期的評価を満たしていない。対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の光化学オキシダントの測定結果は、全地点において環境基準を満たしていない。対象事業実施区域及びその周囲の微小粒子状物質の測定結果は、一般局及び自排局の一部において平成22年度以降測定が始まっているが、一般局の1地点を除き、環境基準を満たしていない。対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質（環境基準が定められているベンゼン等4物質及び環境省指針値が定められている8物質）の測定結果は、全地点で基準値を満たしている。対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類の測定結果は、全地点で環境基準を満たしている。対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじんの測定結果は2～4t/km²/月程度となっている。なお、降下ばいじんについては国等が定める基準等はない。				
	騒音	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の測定結果は、2地点で昼夜共に環境基準を満たしているが、その他は環境基準を満たしていない。対象事業実施区域及びその周囲の新幹線鉄道騒音（4地点）の測定結果は、環境基準を満たしている。対象事業実施区域を含む周辺市町村の内、川崎市、横浜市及び相模原市の一部は、騒音規制法に基づく指定地域に該当する。				
	振動	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動の測定結果は、全地点で要請限度を下回っている。対象事業実施区域及びその周囲の新幹線鉄道振動（1地点）の測定結果は、指針値を満たしている。対象事業実施区域を含む周辺市町村の内、川崎市、横浜市及び相模原市の一部は、振動規制法に基づく指定地域に該当する。				
	悪臭	<ul style="list-style-type: none">対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の測定地点は存在しない。川崎市、横浜市、相模原市、愛川町は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、それぞれ敷地境界線上、排出口及び排出水における規制基準が設定されている。神奈川県、川崎市、横浜市の条例に基づき、悪臭に関する規制基準が設定されている。				

(1) 「対象事業実施区域」：本章のみ「対象事業実施区域」は、方法書と同様に設定して記載した。

(2) 「対象事業実施区域を含む周辺市町村」：地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とし、対象事業実施区域及びその周囲に位置する市町村のデータとした。

(3) 「対象事業実施区域及びその周囲」：5万分の1図面の範囲内で、方法書に記載した対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。

項目		概況
水環境の状況	水象	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川は、山梨県北東部の笠取山を水源とし、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる。 鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。 境川は、城山湖付近を水源とし、都県境を南東に流れ、町田市南部から県内に入り込み、相模湾に注いでいる。 相模川は、富士山麓を水源とし、山梨県で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下し、相模湖、津久井湖を経て相模平野を緩やかに流れ相模湾に注いでいる。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域水質測定結果は、生活環境の保全に関する項目は、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、湖沼の化学的酸素要求量（COD）は全地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全地点で環境基準を満たしている。 対象事業実施区域を含む周辺市区町村の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの達成率が川崎市高津区で88.9%、テトラクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で91.7%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が相模原市中央区で90.9%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。また、ダイオキシン類地下水の調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。
	底質	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）の調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。
	水資源	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、内水面漁業権3件が設定されている。 対象事業実施区域を含む周辺市町村の水源は、21箇所である。
土壤及び地盤の状況		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域8区域が指定されている。 対象事業実施区域及びその周囲には、神奈川県、川崎市、横浜市の条例に基づき公表されている汚染土壤の区域10区域が存在する。 土壤対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壤環境の調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。 川崎市、横浜市の地盤沈下量は、平成23年は平成22年に比べて、2cm以上、3cm以上の沈下水準点数が大幅に増加している。
地形及び地質の状況		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、国定公園1箇所、県立自然公園2箇所が指定されている。また、自然的・社会的諸条件から将来にわたって保全すべき地域が自然環境保全地域として16地域指定されている。 対象事業実施区域及びその周囲には、「第1回自然環境保全基礎調査 神奈川県のすぐれた自然図」に記載されているすぐれた地形・地質・自然現象が3箇所、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている地形・地質が10箇所存在する。 対象事業実施区域及びその周囲には、文化財保護法に規定する地形、地質に係る天然記念物は存在しない。 神奈川県の地形は、丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域の三地域に大きく分けることができる。 神奈川県の地質は、西部地域と東部地域とでは、地層が堆積した時代、地質構造に大きな違いがある。西部地域では、約7,000万～3,000万年前に堆積したと考えられている小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出している。両層群を構成する岩石は硬砂岩、粘板岩、千枚岩などからなり、県内でみられる最古の岩石である。東部地域では、三浦半島の中央に約1,500万前に堆積した葉山層群が、北西～南東の方向に狭い帶状に分布している。 対象事業実施区域及びその周囲には、鉱山は存在しない。

項目		概況
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県内には自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域はない。 ・対象事業実施区域及びその周囲では、鳥獣保護区が 18 箇所、その内特別保護地区が 1 箇所指定されている。 ・対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された哺乳類のうち、重要な哺乳類はカモシカ、ツキノワグマ、キツネである。 ・対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類のうち、重要な鳥類はブッポウソウ、ミヅゴイ、タマシギ、ヨシゴイ、ハイタカ等である。 ・対象事業実施区域及びその周囲では、重要な両生類・爬虫類は報告されていない。 ・対象事業実施区域及びその周囲で確認された昆虫類のうち、重要な昆虫類はタガメ、ギフチョウ、コオイムシ、ガムシ、ベニモンマダラ、オオムラサキ、コシロシタバ、チョウトンボ、オツネントンボ、ムカシヤンマ、ヒラタクワガタ、ヒゲコガネ等である。また、旧藤野町全域（現、相模原市緑区）では、「キマダラルリツバメとその生息地」及び「ギフチョウとその生息地」が神奈川県の天然記念物に指定されている。 ・対象事業実施区域及びその周囲では、重要な魚類は報告されていない。
	植物	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲には、天然記念物が 11 件存在する。また、巨樹・巨木林は 119 箇所、特定植物群落は 10 箇所存在する。 ・神奈川県内の植生は、海拔 700～800m 付近までは、広域的な気候の変化に対応したヤブツバキクラス域、800～1,673m の蛭ヶ岳まではブナクラス域に所属している。 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」によると、神奈川県内で確認された維管束植物は帰化種を除き 2,316 種、コケ植物は 595 種である。
	藻場・干潟・湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲には、藻場・干潟は存在しない。また、ラムサール条約及び環境省の日本の重要湿地 500 で指定されている湿地は存在しない。
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性保全のための国土区分（試案）」によると、対象事業実施区域及びその周囲は本州中部太平洋側区域に属する。本州中部太平洋側区域は暖温帯に属し、年間降水量は中位で、冬季の積雪は少ない区域となっている。この区域の生物学的特性を示す植生はスダジイ、タブノキ等の照葉樹林である。また、この区域は動物相の固有性が高く、ニホンザル等の生息により特徴づけられる。
人と自然との触れ合いの活動	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲には、自然景観資源として水景の 4 件、河川景観の 3 件、山地景観の 1 件が相模原市・愛川町・清川村内に分布しているが、名勝となるものはない。 ・対象事業実施区域及びその周囲には、主要な展望点が 49 地点存在する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲には、特別緑地保全地区が 69 地区、近郊緑地保全区域が 1 区域、近郊緑地特別保全地区が 2 地区指定されている。 ・対象事業実施区域及びその周囲には、人と自然とのふれあいの活動の場に係る施設等が 53 箇所存在する。

4-2 社会的状況

項目	概況
人口及び産業	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年から平成 24 年までの 12 年間で、川崎市、横浜市、相模原市の人口は増加傾向を示している。愛川町、清川村は、ほぼ横ばいの傾向を示している。 対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち、川崎市、横浜市、相模原市では第 1 次産業の就業人口の割合が全国水準と比べて低く、第 3 次産業の割合が全国水準よりも高くなっている。また、愛川町、清川村では、第 2 次産業の就業人口の割合が全国水準と比べて高く、第 1 次産業及び第 3 次産業の割合が全国水準よりも低くなっている。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち、川崎市、横浜市では宅地が 50%以上を占めているが、相模原市では約 60%、愛川町では約 40%、清川村では約 90%が森林である。 対象事業実施区域を含む周辺市町村の各種法令等に基づく土地利用の指定内容は「都市計画法」に基づく都市計画区域と用途地域、「国土利用計画法」に基づく 5 地域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域、及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区である。
地下水の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市及び横浜市の臨海部の地域については、「工業用水法」の規定に基づいて、地下水採取の許可、採取量の報告等を義務づけている。また、川崎市及び横浜市では、条例に基づいて、それぞれの市内で地下水を採取する事業者に対して、地下水の採取許可、採取量の報告等を義務づけている。 対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち、川崎市では約 2,709 万 m³、相模原市では簡易水道事業として合計約 47 万 m³、愛川町では約 324 万 m³、清川村では簡易水道事業として約 54 万 m³の地下水を取水している。 対象事業実施区域及びその周囲には、湧水が 9 箇所、温泉地が 2 箇所存在する。
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲において、15 路線の鉄道が営業している。 対象事業実施区域及びその周囲を通過する主要な道路は、一般国道 246 号、一般国道 466 号（第三京浜道路）、一般国道 16 号、東名高速道路がある。 対象事業実施区域⁽⁴⁾において、8 事業者のバス路線が営業している。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域には、学校等が 306 箇所、医療・福祉施設等が 217 箇所存在する。 対象事業実施区域は、川崎市の都県境から相模原市の相模川付近にかけては主に市街地であり、相模川付近から県境にかけては概して住宅が少ない森林地域となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域には文化財が 29 件、対象事業実施区域を含む周辺市町村には埋蔵文化財包蔵地が約 3,750 箇所存在する。 対象事業実施区域及びその周囲には、風致地区が 7 箇所指定されている。

⁽⁴⁾ 「対象事業実施区域」：方法書に記載した対象事業実施区域内に位置するデータとし、地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とした。

項目	概況
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域を含む周辺市町村では、上水道としてはダム水が最も多く利用されており、簡易水道としては伏流水が最も多く利用されている。 対象事業実施区域を含む周辺市町村の下水道の人口普及率は、川崎市は 99.3%、横浜市は 99.8%、清川村は 97.3%であり県全体の普及率 95.9%よりも高い。相模原市は 95.6%と県全体と同等の普及率である。愛川町は 91.3%であり県全体の普及率よりも低い。 対象事業実施区域を含む周辺市町村の一般廃棄物搬入の状況は、川崎市では可燃ごみ、不燃ごみの分別がなく、混合ごみが総収集量の約 88%を占めている。横浜市では可燃ごみが総収集量の約 85%、相模原市では混合ごみが総収集量の約 62%、愛川町では可燃ごみが総収集量の約 84%、清川村では可燃ごみが総収集量の約 66%を占めている。 対象事業実施区域を含む周辺市町村の一般廃棄物処理の状況は、焼却処理の割合は川崎市が約 91%、横浜市が約 87%、相模原市が約 83%、愛川町が約 83%、清川村が約 71%を占め、最も多くの処理方法となっている。 対象事業実施区域を含む周辺市町村のし尿及び浄化槽汚泥処理の状況は、川崎市及び横浜市ではし尿及び浄化槽汚泥ともに全てが下水道処理であり、相模原市、愛川町、清川村ではし尿及び浄化槽汚泥ともに全てがし尿処理施設での処理となっている。 神奈川県内の産業廃棄物の発生量は 19,466 千 t であり、有償物量は 2,304 千 t、排出量は 17,162 千 t となっている。これら排出量の内、再生利用量は 7,109 千 t となっており、再生利用率（排出量に対する割合）は 41.4%である。また、最終処分量は 1,138 千 t となっており、最終処分率（排出量に対する割合）は 6.6%となっている。なお、排出量が多い無機性汚泥は排出事業者自らが脱水や乾燥等の中間処理を行って大幅に減量化しており、また、がれき類は路盤材等への資源化などが図られている。 神奈川県内の温室効果ガスの排出量は、2009 年度実績で 7,163 万 t-CO₂、2020 年度目標値は 5,267 万 t-CO₂である。